

長野県地球温暖化対策条例の改正（骨子案）について

環境政策課ゼロカーボン推進室

1 改正の趣旨

本年 6 月に策定した「長野県ゼロカーボン戦略」において掲げた、温室効果ガス正味排出量を 2030 年度までに 2010 年度比で 6 割削減するという目標の達成に向けては、あらゆる主体が連携・協働し、徹底的な省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及拡大の取組を加速していく必要があります。

県民・事業者の皆さんと共に、「長野県ゼロカーボン戦略」における各分野の施策（電気自動車への転換や住宅の高断熱化、再生可能エネルギーの利用等）を着実に進めるため、長野県地球温暖化対策条例について所要の改正を行います。

2 改正の内容

（1）交通分野の対策

【充電設備設置の努力義務を創設】

今後の電気自動車の普及に対応するため、多数の者が利用する駐車場を有する施設（例えば、集合住宅や商業施設等※）を設置又は管理する者は、充電設備の設置に努めることとします。（電気自動車の普及の状況により、将来的には対象となる施設の拡大も検討します。）

※対象となる施設の例

集合住宅、大型小売店舗、レジャー施設、道の駅、文化施設、公園、宿泊施設 等

（2）建物分野の対策

【環境エネルギー性能等の検討結果の届出義務を拡大】

建築物を新築しようとする者は、環境への負荷の低減を図るための措置などについて検討を行わなければならないこととしています。その検討結果を届け出る建築物の対象を「床面積 2,000 m²以上」から「床面積 300 m²以上」に拡大します。

【住宅の省エネ性能等に関する情報取得の仕組み（省エネ計画概要書報告閲覧制度）を創設】

住宅を新築しようとする者が省エネ性能等に関する情報を取得し、省エネ等に精通した事業者を選択することができるよう、住宅（床面積 300 m²未満）の新築に当たり、その設計者に「省エネ計画概要書」の提出を義務付け、その内容を閲覧に供します。

（3）再エネ分野の対策

【再エネ利用・再エネ設備設置の努力義務を創設】

再生可能エネルギーの生産と利用の両面から脱炭素化の取組を促進するため、県民及び事業者は、再エネ設備の設置及び再エネ電力の購入に努めることとします。

（4）その他

2050 年度までに二酸化炭素排出量を含む温室効果ガス正味排出量ゼロを目指すことを明確にするなど、以下の改正を行います。

- 2050 年度までに温室効果ガス正味排出量ゼロを目指すことを条例に記載する
- 「温室効果ガスの排出の抑制」を「温室効果ガスの排出の量の削減」に改める
- 「自然エネルギー源」を「再生可能エネルギー源」に改める

3 施行期日（予定）

公布の日（令和 4 年 3 月中）

ただし、（2）は令和 4 年 10 月 1 日